

ドイツ・会計税務ニュースレター

第 32 回 税務

電子インボイスの義務化

2024 年 5 月

はじめに

2024 年 3 月 22 日に可決した成長機会法（Wachstumschancengesetz）により、2025 年 1 月 1 日以降順次、ドイツ国内の B2B 取引に電子インボイスの発行が義務化されます。

※ 本稿は、Grant Thornton AG（グラントソントン・ドイツ）が作成したものを、和訳・編集したものです。原文（ドイツ語）は[こちら](#)をご参照ください。

Contents

- ・ 背景
- ・ 電子インボイスの要件
- ・ 導入スケジュール
- ・ 電子インボイスの技術要件

背景

欧州委員会では現在、増加する電子商取引において付加価値税（VAT）を公平かつ効率的に徴収するための包括的な取り組み（VAT in the Digital Age、通称 ViDA）を進めています。電子インボイスの義務化はこの ViDA の一環として EU 加盟各国で進められており、ドイツにおいても成長機会法¹によって法制化されました。

電子インボイスの要件

電子インボイスとは、特定の構造化された電子フォーマットによって発行・送信され、電子的に処理される請求書を指します。これには X-Invoice 形式（XML）、ZUGFeRD 形式、または関連する EU 指令（CEN 規格 EN 16931）に準拠した形式が含まれます。紙の請求書やスキャンングによって生成された PDF の請求書は、2025 年 1 月以降は法的要件を満たさなくなります。

電子インボイスの発行・送信義務は、次頁の導入スケジュールに基づき、当初はドイツ国内の課税事業者から他の課税事業者への取引（B2B）に適用されます。

¹ 成長機会法の概要は[第 30 回](#)ニュースレター参照。

導入スケジュール

2025年1月1日以降

- すべての国内事業者に対し、電子インボイスの受信システム導入を義務化
- 事業者間での合意に基づき、引き続き紙や PDF 形式のインボイスも発行可能

2027年1月1日以降

- 前年度の売上高が 800,000 ユーロ以下の事業者：紙や PDF 形式のインボイスも発行可能
- それ以外の事業者：ドイツ国内の B2B 取引に対し電子インボイスの発行を義務化

2028年1月1日以降

- ドイツ国内の全ての B2B 取引に対し電子インボイスの発行を義務化

電子インボイスの技術要件

電子インボイスを発行、送信、処理するためのシステムは、会計システムや ERP システムのプロバイダーと連携して実装する必要があります。必要なプロセスを確立するためには、経理部門と IT 部門との連携が必要になります。

当社の専門家は、税務およびシステムセキュリティの観点から適切なサポートを提供します。お気軽にお問い合わせください。

お問い合わせ先

Grant Thornton AG（グラントソントン・ドイツ）では、ドイツに進出する日系企業のために、デュッセルドルフ・オフィスにジャパンデスクを設けています。監査・保証業務、税務申告、給与計算、記帳代行、M&A トランザクションアドバイザー、内部統制構築支援、事業戦略コンサルティングなど、各種の会計税務サービスをご提供しています。

担当者



井上 広志 Hiroshi Inoue

Grant Thornton AG | Head of Japan Desk | Partner

公認会計士（日本）

E hiroshi.inoue@de.gt.com

W grantthornton.de

Disclaimer

本文書の正確性、適切性には慎重を期しておりますが、いかなる保証も与えるものではありません。本文書は情報提供のみを目的として作成されています。本文書で提供している情報は、利用者の判断・責任においてご使用ください。本文書は専門的、技術的、法律的なアドバイスを提供するものではありません。本文書で提供した内容に関連して、利用者が不利益等を被る事態が生じたとしても、グラントソントン及びグラントソントン加盟事務所は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。